

横須賀市危機管理指針

平成 18 年 3 月

(平成 26 年 4 月改訂)

横 須 賀 市

目 次

第 1 総 則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 権利の尊重
- 4 地域特性への配慮

第 2 責 務 等

- 1 市の責務
- 2 市職員の責務
- 3 市民の協力
- 4 事業者の協力

第 3 事前対策

- 1 各計画の策定
- 2 危機管理の推進体制
- 3 危機に関する情報収集と研究・分析
- 4 危機発生時における連絡体制の整備
- 5 点検・確認の実施
- 6 訓練・研修への取組
- 7 関係機関との連携体制の整備
- 8 市民等への危機意識の啓発

第 4 応急対策

- 1 危機発生時の組織
- 2 危機対処の方針
- 3 市民の安全確保
- 4 関係機関との連携
- 5 市民への情報提供

第 5 復旧対策

- 1 市民生活の安定
- 2 事後調査・検証の反映、再発防止

第1 総則

1 目的

この指針は、横須賀市における危機管理の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体及び財産への被害の最小化を図るとともに、市の最重要課題の一つである市民が安全で安心して暮らすことができるまちをつくることを目的とする。

2 定義

(1) 危機

危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、または及ぼすおそれがある事案及び市民生活の安定を維持するため広く市民に伝えるべき事案で緊急に対処する必要があるものをいう。

ア 自然災害等

自然災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害であり、地震、洪水、津波などの異常な自然現象又は原子力事故などにより生じる被害をいう。

イ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号に規定する「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」等（同法第25条で規定する緊急対処事態を含む。）をいう。

ウ 危機事案

危機事案とは、テロ、感染症、環境汚染など、自然災害等及び武力攻撃事態等以外の危機をいう。

(2) 危機管理

危機管理とは、危機の発生を未然に防ぐための事前対策、万が一危機が発生した場合の被害拡大防止のための応急対策及び被災後の市民生活の安定を図るための復旧対策など、これら諸施策を総合的に推進することをいう。

3 権利の尊重

市は、危機への対処を実施するにあたり、日本国憲法の保障する基本的人権を尊重するものとし、市民に権利の制限が加えられる場合であっても、その制限は当該危機への対処を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

4 地域特性への配慮

本市は、首都都心部に近い東京湾と相模湾に突き出た半島に位置し、長い海岸線及び谷戸や丘陵地帯が多い地理的特性がある。また、自衛隊施設、米国海軍基地や核燃料加工施設もある。さらに、県内でも高齢者が比較的多い地域であり、外国語圏の住民が多いなど、危機管理を行う上でこれらの点に特に配慮しなければならない。

第2 責務等

1 市の責務

市は、危機に際し市民の安全と市民生活の安定を確保するため、市の有するすべての機能を十分発揮するとともに、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機への対策を総合的に推進しなければならない。

2 市職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて、起こりうる危機発生時にどのように行動すべきか想定するとともに、情報の伝達網を確認し、市民の危機管理に対する要請に応えられるよう努力しなければならない。

また、危機発生時には、当該事案に携わらない場合であっても、市職員としてふさわしい行動をとらなければならない。

3 市民の協力

市民は、危機に備えて自己の建築物等の安全性の向上、食糧等の備蓄、情報入手手段の確認など、日頃から危機に備えるための自助の手段を講じるよう努めるものとする。

また、危機に関する訓練や研修に積極的に参加し、自らの安全を確保するための知識を習得するよう努めるものとする。

4 事業者の協力

事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、危機発生に備え事業所内の体制整備や食糧等の備蓄などを行なうよう努めるものとする。

また、危機管理において積極的に市民、地域の防災組織などと相互に連携・協力し、共助に努めるものとする。

第3 事前対策

1 各計画の策定

市は、この指針の目的を達成するため、次の3計画を指針に沿って策定する。

また、これらの計画に基づき各事案に対処するためのマニュアルを策定するなど、危機管理力の向上を図るものとする。

なお、常に見直しを実施し、必要に応じて改定を行うものとする。

(1) 横須賀市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、横須賀市における自然災害等に対処するための総合的な計画として「横須賀市防災会議」が策定する。

(2) 横須賀市国民保護計画

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び神奈川県国

民保護計画に基づき、武力攻撃事態等に備えて「横須賀市国民保護協議会」に諮問したうえで策定する。

(3) 横須賀市危機事案対処計画

この指針に基づき、テロ、感染症、環境汚染など、自然災害等や武力攻撃事態等以外の危機に対処するために策定する。

2 危機管理の推進体制

市長は危機管理総括責任者として、この指針に基づき危機管理を積極的に推進するとともに、平時における危機管理体制を整備するため庁内に次の要員を置く。

(1) 危機管理調整責任者

危機管理調整責任者は危機管理を担当する部局長をもって充て、危機管理における総合的な調整を行うものとする。

(2) 危機管理責任者

危機管理責任者は、各部局長をもって充て、各部局における危機管理の総括を行うものとする。

(3) 危機管理主任者

危機管理主任者は、危機管理責任者が指名する部局内の課長1名をもって充て、平素から危機に関する情報の収集に努めるとともに、危機管理における横断的な調整を行うものとする。

(4) 危機管理副主任者

危機管理副主任者は、危機管理主任者が危機管理責任者の承認を得て指名する者を充て、危機管理主任者を補佐するとともに、各部局内の危機管理の推進を行うものとする。

3 危機に関する情報収集と研究・分析

各部局は、平素から、予測される危機に関する情報の収集に努めるとともに、収集した情報については、必要に応じて危機管理調整責任者へ提供するものとする。

また、当該情報の整理や危機発生に関する要因・危険度・被害などについて研究・分析を行い、危機の予防及び被害の軽減等の対策に反映させるものとする。

4 危機発生時における連絡体制の整備

各部局は、緊急時の情報連絡体制を整備し、その内容を職員及び関係部局に周知するとともに、危機管理調整責任者へ連絡するものとする。

また、危機の発生は予測不可能であることから、特に、勤務時間外における緊急連絡体制を整備するものとする。

5 点検・確認の実施

各部局は、緊急時の資機材や設備などについて、常に使用できるよう点検・整備しておくものとする。

また、各部局が所管する施設等については、常に異常や危険箇所の発見に努め、危機の発生抑止に努めるものとする。

6 訓練・研修への取組

市は、危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを実施するものとする。

また、訓練・研修では、市民、事業者、関係機関等との連携・協力体制の確認を行うとともに、職員に対しては図上訓練の実施などにより庁内危機管理能力の向上を目指すものとする。

なお、訓練終了後には検証を実施し、計画やマニュアルに反映するものとする。

7 関係機関との連携体制の整備

市は、危機発生時に迅速かつ確な応急対策を実施できるよう、平素から国、県、警察及び自衛隊等の関係機関と連携を密にし、協力体制の強化を図るものとする。

8 市民等への危機意識の啓発

市民と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、市は、危機管理に関する知識・技術などの情報を提供し、危機に対する意識の啓発を図るものとする。

第4 応急対策

1 危機発生時の組織

危機発生時において当該事案を所管する部局は、直ちに初動対処及び情報収集体制を構築するとともに、危機管理調整責任者及び関係部局に連絡を行う。

また、危機の内容や規模、被害状況によっては、危機管理調整責任者及び関係部局が調整を行い、速やかに対策本部等の全庁体制に移行するものとする。

2 危機対処の方針

対策本部等は、情報の整理・分析の結果に基づき危機対処の方針を決定するものとする。

3 市民の安全確保

対策本部等は、危機の発生現場及び周辺地域において、緊急性がある場合には避難指示や警戒区域等の設定、救援の実施など市民の安全確保のため、最善の措置を講じるものとする。

4 関係機関との連携

対策本部等は、平素から構築している関係機関との連絡手段等を用いて速やかに情報提供及び情報共有を図るものとする。

なお、その危機の内容や規模、被害状況に応じて、所定の手続をもって応援を得られるよう努めるものとする。

5 市民への情報提供

対策本部等は、情報不足により市民生活が混乱するおそれがあることから、あらゆる広報手段を活用し、安否情報などを含め速やかに市民にとって分かりやすい情報を提供するものとする。

また、情報内容については、正確性の確保に努めるものとする。

第5 復旧対策

1 市民生活の安定

危機の収拾後、市は、市民生活の安定を図るため、関係機関等と相互に協力して、行政機能を早期復旧に努めるものとする。

2 事後調査・検証の反映、再発防止

危機の収拾後、市は、危機管理全体について総合的な調査・検証を行い、発生原因やその予防、被害の軽減などの改善策を各計画やマニュアルに反映させるものとする。

各部局は、危機の事後評価や類似事案に対する図上訓練などを通じて、常に計画やマニュアルを点検・見直しを行うとともに、職員への周知を図り、修正した計画やマニュアルを危機管理調整責任者へ送付するものとする。